

# 屋外広告物 Q&A 集

都市計画推進部

都市計画課

景観形成係

令和5年3月1日 策定

# 目次

- NO 1 コーポレートカラーの取り扱いについて
- NO 2 屋上広告物の大きさ（横）の許可基準の考え方について
- NO 3 屋上広告物の大きさ（縦）の許可基準の算定について
- NO 4 広告表示のない掲出物件の許可について
- NO 5 消火栓標識に非自家用広告物を掲出する場合の取扱いについて
- NO 6 バリカ一等、平面的な形状を持たない工作物に設置される広告物の取扱いについて
- NO 7 広告物の寸法算定方法について
- NO 8 壁面で一部屋上突出など、2つ以上の要素を持つ広告物の取扱いについて
- NO 9 広告旗の取扱いについて
- NO 10 地区計画区域内の仮設工作物に設置する屋外広告物の取り扱いについて
- NO 11 1つの広告物（建造物、物件）もしくは建造物、物件に複数の申請者が広告物を設置する場合の総量規制の取り扱いについて
- NO 12 官公庁、公共団体が実施するネーミングライツ事業に係る屋外広告物の取り扱いについて
- NO 13 パトライトの取扱いについて
- NO 14 車両に非自家用広告物を掲出する場合の許可申請の要否について
- NO 15 突出広告物の突出幅の考え方について
- NO 16 ガソリンスタンドの庇下や立体駐車場等、広い開放性を有する建築物内に設置される広告物について
- NO 17 周辺道路から見えない広告物について
- NO 18 建築物の幅に含まれる部分について
- NO 19 周辺道路から見えない広告物について
- NO 20 店舗などに警備保障会社のステッカー等が外貼りされている場合の取扱いについて
- NO 21 複数の広告物を1つの広告物とする場合の取扱いについて
- NO 22 壁面広告物の取付壁面の考え方について

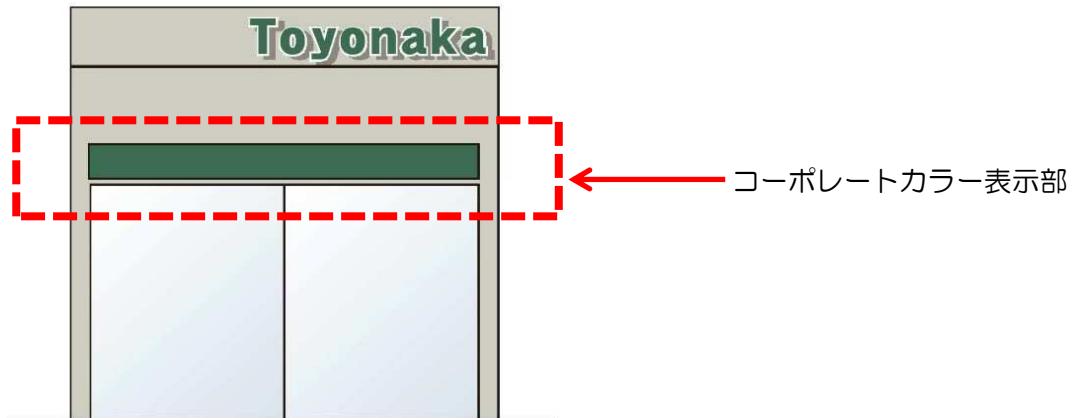
コーポレートカラーを表示した部分については、原則として以下のとおり屋外広告物に該当するか否かを判断します。

○広告効果があるため屋外広告物であると判断し、許可申請対象となる場合

- ・照明（内照・外照含む）により、コーポレートカラー表示部を照らす場合
- ・コーポレートカラーを背景に、文字やイラスト等の表示があるシートや板面を、建物や工作物等に掲出する場合

○広告効果はなく、屋外広告物には該当しないと判断する場合

- ・建物の外壁にコーポレートカラーの吹き付け材（仕上げ材）等を施しているが、照明を使用しない場合
- ・文字やイラスト等の表示がないコーポレートカラーのシート等や板面を、建物や工作物等に掲出するが、照明を使用しない場合



【掲出例】

備 考

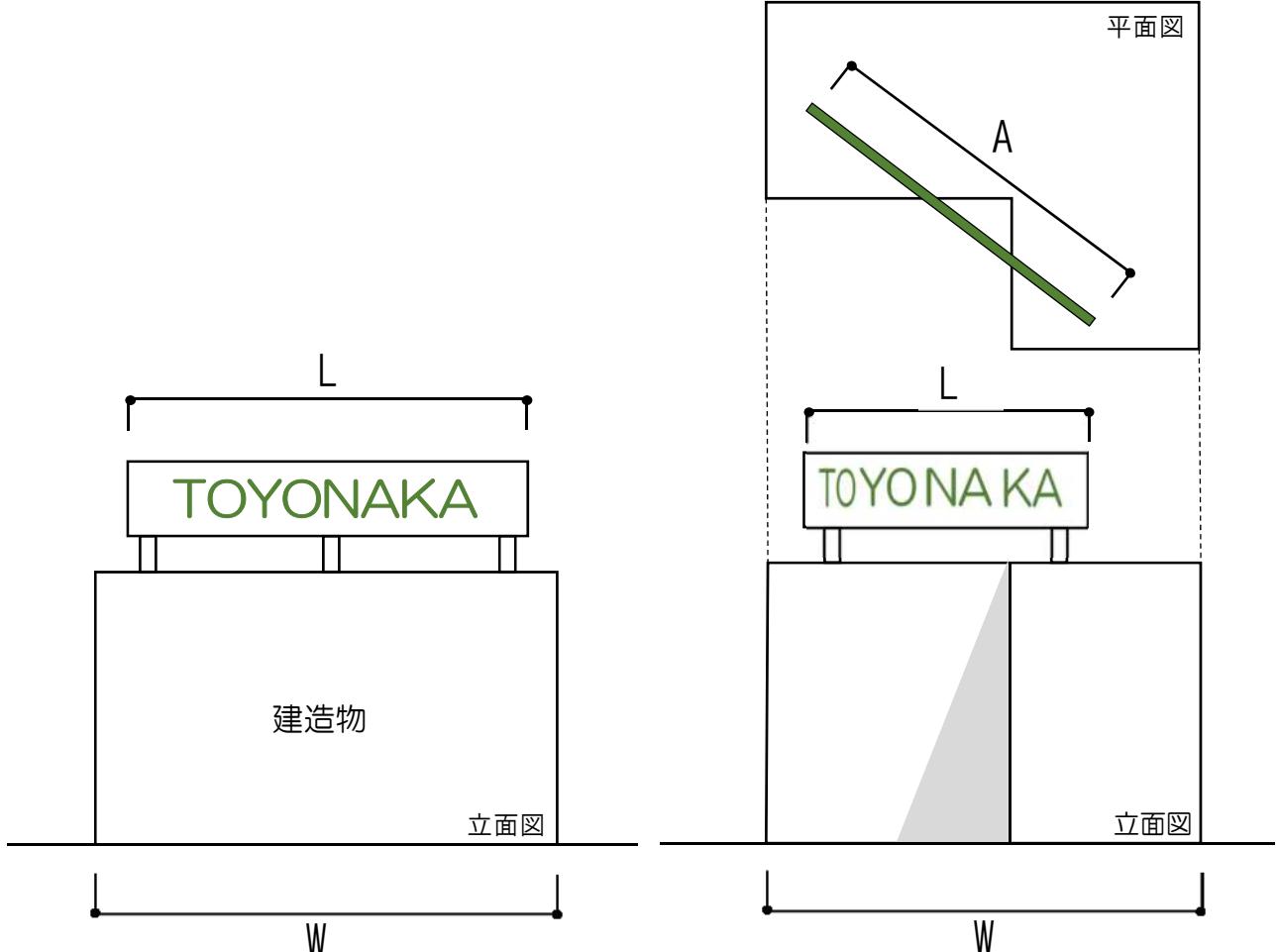
条例規則第 11 条第 1 項の許可の基準において、屋上広告物の大きさ（横）の許可基準として、建造物の幅の範囲内とすることについて、考え方は以下のとおりとします。

○基本的には屋上広告物を建造物から突き出して設置できません。

〔下部左図〕  $W > L$

○形状の複雑な建物に設置する屋外広告物は、建造物の見付けの範囲内であれば、建造物から突き出して設置することができます。

〔下部右図〕  $W > L$



備 考

屋上広告物の高さの算定についての取扱いは、以下のとおりとします。

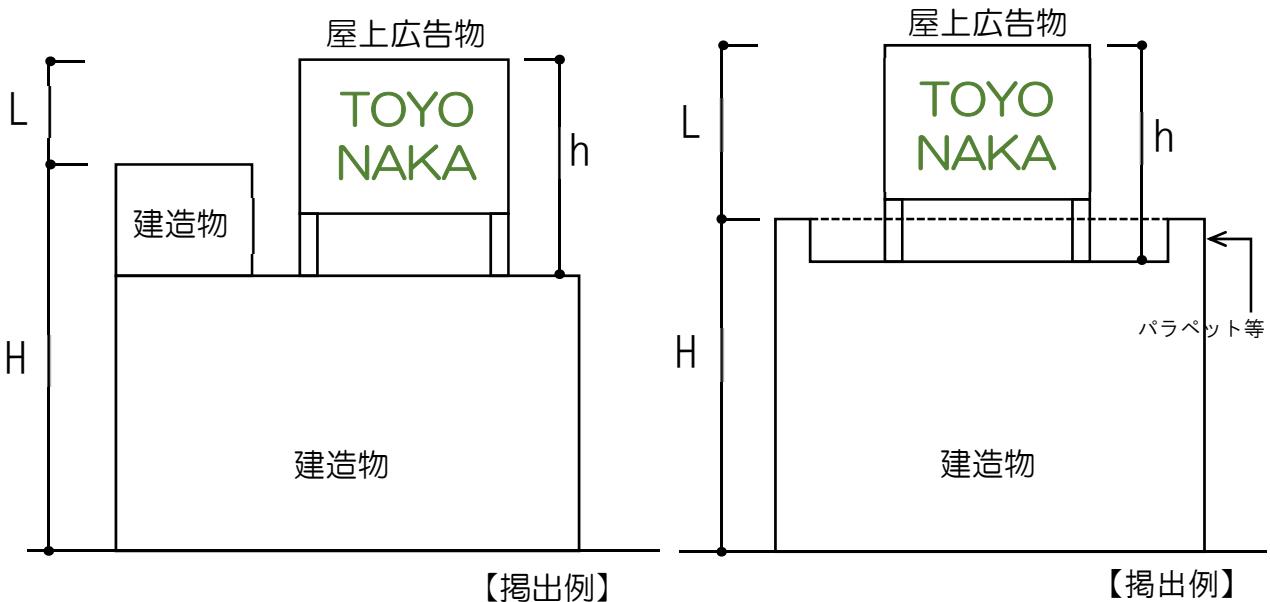
○建造物の高さの考え方

屋上広告物の大きさ（縦）について、許可基準の算定を行う建造物の高さは建造物の最高高さとします。（下図 H）

○屋上広告物の大きさ（縦）の考え方

屋上広告物の大きさ（縦）の許可基準を算定する場合の、屋上広告物の大きさ（縦）については、建造物の最高高さから屋上広告物の最高高さまでとする。（下図 L）

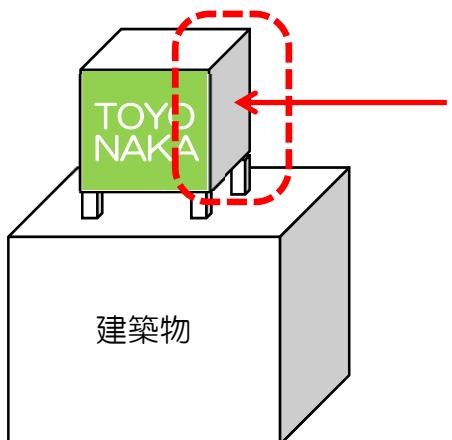
※屋上広告物の高さは接地面から最長部までとします。（下図 h）



備 考

市条例第13条第1項により、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする場合は、市長の許可を受けなければなりません。

広告表示されていない掲出物件についても、原則、許可を受ける必要がありますが、将来にわたり今後広告物を表示する意思がない場合は、許可申請の対象外とすることができます。その場合は、意匠を表す図面等に、将来にわたり広告物を表示しない旨を明記してください。



【掲出例】

備 考

消火栓標識に非自家用広告物を掲出する場合、広告物の種類は地上広告物として取り扱います。

ただし、禁止地域においては掲出できません。

※道路上等にある消火栓標識に広告物を掲出する場合は、道路管理者の許可（道路占用許可）が必要ですでの、ご注意ください



【掲出例】

備 考

バリカー等、平面的な形状を持たない工作物に設置される広告物の取扱いについて

No. 6

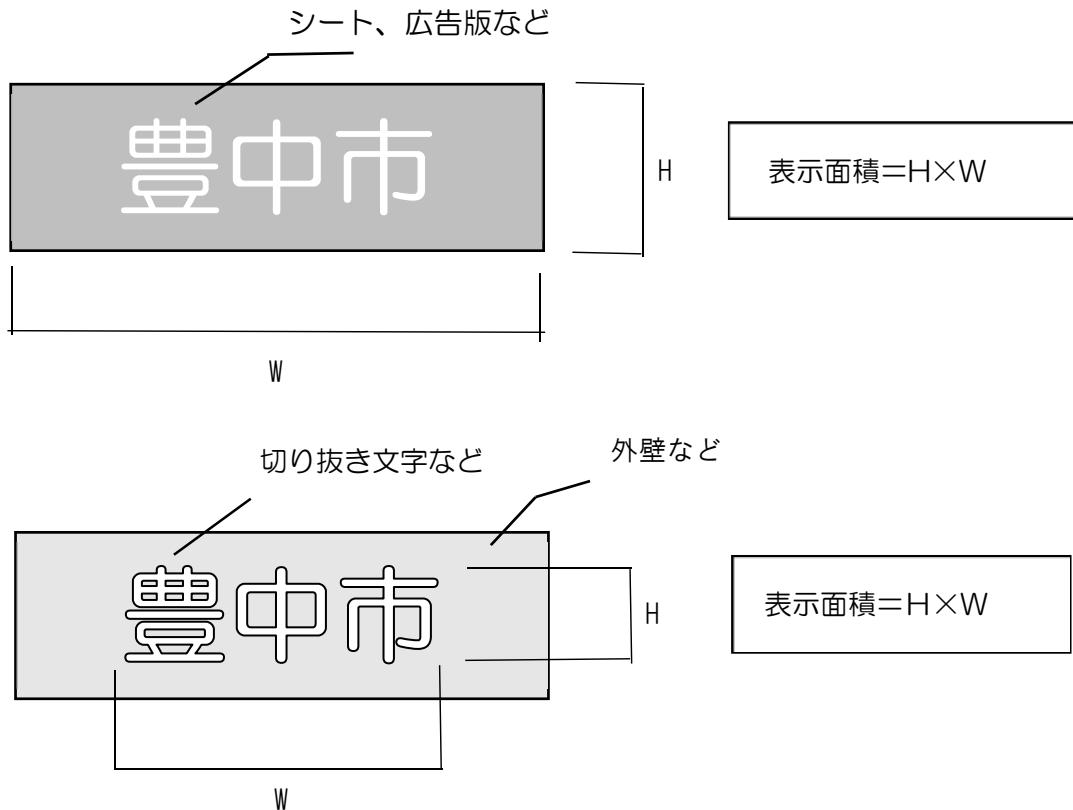
豊中市屋外広告物条例施行規則第 11 条では、屋外広告物の設置状況を

1. 建造物の屋上を利用するのも
2. 建造物の壁面を利用するもの
3. 建造物の壁面から突き出すもの
4. 地上に設置するもの
5. 工作物（建築物は除く。）、塀及び柵（これらを「工作物等」という。）に設置するもの

の5つに区分し許可の基準を定めていますが、5. の工作物である照明柱やバリカーなどの平面的な形状を持たない工作物に設置される広告物については、工作物等に設置する場合の高さや面積などの許可基準を適用すると適否の判断が困難な場合が生じます。

このため、その設置状況を個別に判断し、地上広告物など、その状況に応じた許可基準を適用します。

備 考



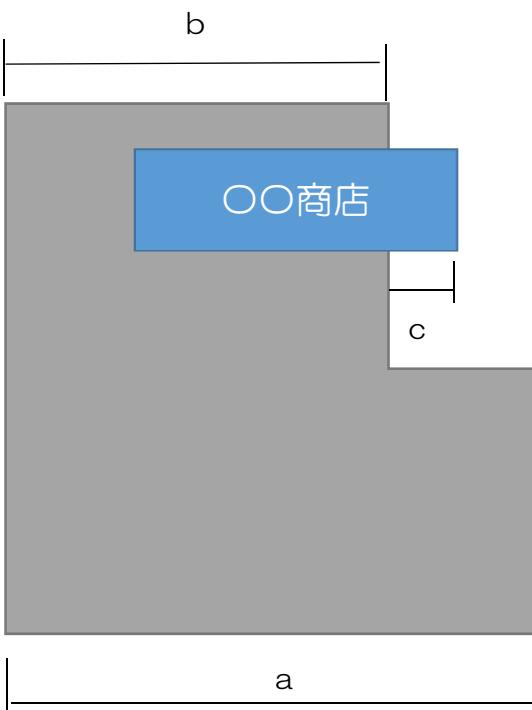
#### 【壁面に広告版がある場合】

- 広告版として掲出されるものは、広告版そのものの面積を表示面積とします。
- ただし、連続して意味をなす複数の広告版（文字板・ロゴ板を含む）の場合、個々の広告版面積の和ではなく、全体の表示を一枚の広告版とみなした表示面積とします。

#### 【壁面に広告版がない場合】

- 壁面にペイントされている文字・ロゴ、キャラクターについては、表示部分を包括する部分を表示面積とします。
- ただし、連続して意味をなす複数の文字・ロゴ、キャラクターについては、それらを包括する部分を表示面積とします。
- 壁面にペイントされているのが単なる色彩であり、ロゴやキャラクター等の一定のイメージを喚起しない場合は、当該色彩部分は面積参入しません。

備 考	
-----	--



- 上記広告物は、壁面広告物として取扱います。
- 許可基準の審査については、広告物全体が壁面広告物としての許可基準に適合していることと壁面より突出している部分（上記「c」）が突出広告物の基準に適合していることが条件となります。
- この場合、壁面広告物の許可基準である「建物の幅の範囲内」については、「b」ではなく「a」とします。

備考	

## 広告旗の取扱いについて

No. 9

はり紙、はり札等、広告幕、立看板及びアドバルーンの許可期間については、豊中市屋外広告物条例施行規則第12条但し書きの規定により30日以内とされていますが、広告旗については、明確に規定されていません。

こうした簡易広告物の許可期間を別に設けているのは、朽廃による安全面や景観面への影響、期間的な必要性や経済性（料金体系を別ける。）など、様々な要因が考えられますが、広告旗が安全面や景観面から考えて他の一般的な広告物と比べて著しく許可期間を短縮しなければならない必要性は考えにくいこと考えられることから、豊中市においては、広告旗は設置の状況により、地上広告物又は工作物に設置する広告物として、2年以内の許可期間を適用し、申請者が短期間の掲出を希望する場合には30日以内の許可期間を適用します。

なお、広告旗の形状や寸法の変更を伴わない意匠変更については、景観上の助言・指導を行わないものは軽微変更（事前協議なし）、行うものについて、変更手続き（事前協議あり）としますので、事前にご相談ください。

※ マンション建設の足場に取付けられた広告幕やコンビニエンスストアの垂れ幕など、他の工作物等と一体となった広告幕についても、許可期間は2年以内としています。

備 考

## 地区計画区域内の仮設工作物に設置する屋外広告物の取り扱いについて

No. 10

屋外広告物の設置についての制限がある地区計画の区域内において、仮設工事の万能塀等に設置する屋外広告物については、地区計画の届出を要しないものとして取り扱うこととします。

都市計画法第58条の2第1項第1号、政令第38条の5第2号イにおいて、仮設建築物の建築、仮設工作物の建設については、地区計画の届出を要しない行為とされており、万能塀等についても工事期間中の仮設工作物であることから、地区計画の届出を要しないものとして扱うことができる。

このため、万能塀等に設置する屋外広告物についても、仮設工作物上に設置するものであることから、仮設工作物と考えて地区計画の届出を要しないものとして取り扱うこととします。

なお、仮設工作物上に設置する屋外広告物については、地区計画の届出は要しませんが、豊中市屋外広告物条例に基づく通常の許可申請手続きは必要です。

備 考

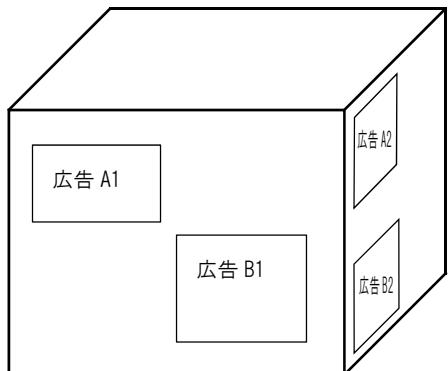
1つの広告物（建造物、物件）もしくは建造物、物件に複数の申請者が広告物を設置する場合の総量規制の取り扱いについて

No. 11

＜壁面広告物の場合＞

（重点制限区域 30 m<sup>2</sup>以内・一般制限区域 50 m<sup>2</sup>以内）

- 総量規制 広告 A1+広告 A2+広告 B1+広告 B2=総量面積 (S) <30 m<sup>2</sup> or 50 m<sup>2</sup>以内 (1 建造物あたり)



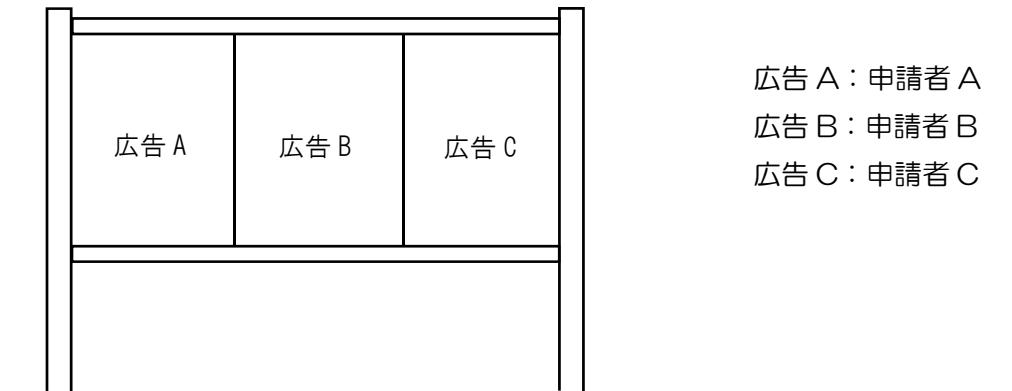
広告 A：申請者 A

広告 B：申請者 B

＜地上広告物の場合＞

（重点制限区域 20m 以内・一般制限区域 40 m<sup>2</sup>以内・制限緩和区域 50 m<sup>2</sup>以内）

- 総量規制 広告 A+広告 B+広告 C=総量面積 (S) <20 m<sup>2</sup> or 40 m<sup>2</sup> or 50 m<sup>2</sup>以内 (1 基あたり)



広告 A：申請者 A

広告 B：申請者 B

広告 C：申請者 C

備 考

官公庁、公共団体が実施するネーミングライツ事業に係る屋外広告物の取り扱いについて

No. 12

ネーミングライツ事業により設置されるサインは、豊中市屋外広告物条例第10条第1項第3項により、「道先案内図その他公共上やむを得ないもので、公共団体又は公益法人その他これに類する団体が表示し、又は設置するもの」として、許可及び禁止規定の適用が除外されるものとして取り扱います。下記に、公共上やむを得ないものと取り扱うことができるものを示します。

- 施設名称については、公共上やむを得ないものと取り扱います。よって、ネーミングライツ事業で決定した施設の愛称名は公共上やむを得ないものとし、適用除外とします。

※ただし、愛称名を決めるにあたり、営業内容・商品名・キャッチフレーズなどを愛称名に含めることは避け、基本は会社名のみとします。

(具体例) ○：トヨナカバーガー公民館、豊中工業公民館 など

×：ハンバーガー280円公民館、はばたけ豊中工業公民館 など

→下線部分は公共上やむを得ないものと認められない箇所

- ロゴ・キャラクターについては、施設名称と一体的に見える表示内容であれば、公共上やむを得ないものとし、適用除外とします。

※ただし、ロゴ・キャラクターについては、①～③のすべての条件を満たすものとします。

①商標登録をされているもの。

②ロゴにキャッチフレーズなどを含め表示している場合は、キャッチフレーズを削除します。(ロゴに表示できる文字は、愛称名に含まれる会社名のみ)

③ロゴ単独での表示は不可とし、ロゴ等は愛称名と連続して表示します。

(愛称の間にロゴを挟まない)

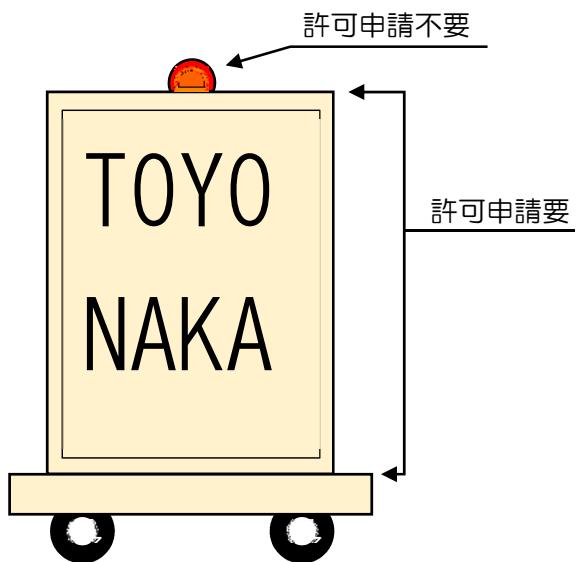
例) ロゴ+愛称名、キャラクター+愛称名、ロゴ・キャラクター+愛称名

備 考

許可申請の要否について

許可申請不要（パトライト単体は屋外広告物に該当しないため）

（ただし、重点制限区域であれば、光源の露出若しくは点滅するものについては設置ができません）



備 考

車両に非自家用広告物を掲出する場合の許可申請の要否について

No. 14

車両とは、豊中市屋外広告物条例第9条第1項第3号及び、同施行規則第3条第2項で定める、電車、路線バス、広告宣伝車、及び屋外広告物（車両）許可ガイドラインで定める貨物トラック、商用車、貸切バス、タクシー、一般自家用車両（一般乗客旅客自動車以外の自動車）のことを行い、下記の取り扱いにより、許可の要否を判断します。

<許可申請が必要なケース>

- ・豊中市内に営業所があり継続して車両を保管する場合。
- ・事業所の有無に関係なく、豊中市内での広告表示の意思がある場合。

<許可申請が不要なケース>

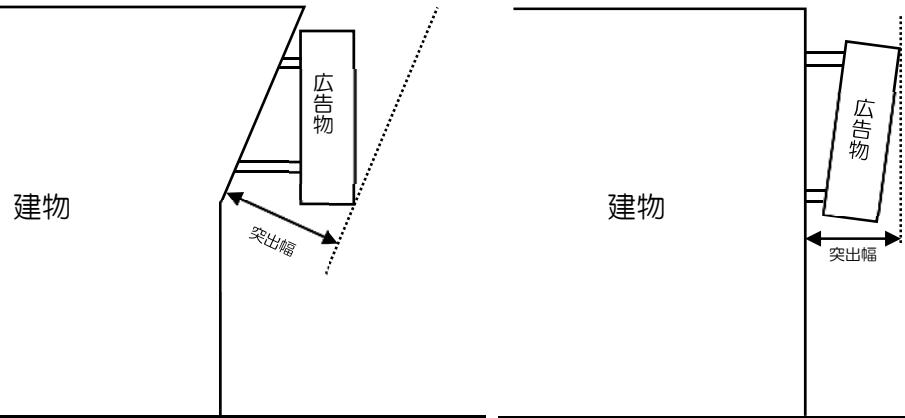
- ・豊中市内に事業所がなく、豊中市内での広告の意思がない場合（市外から市外へ行く際に豊中市内を通過する際など）

備 考	

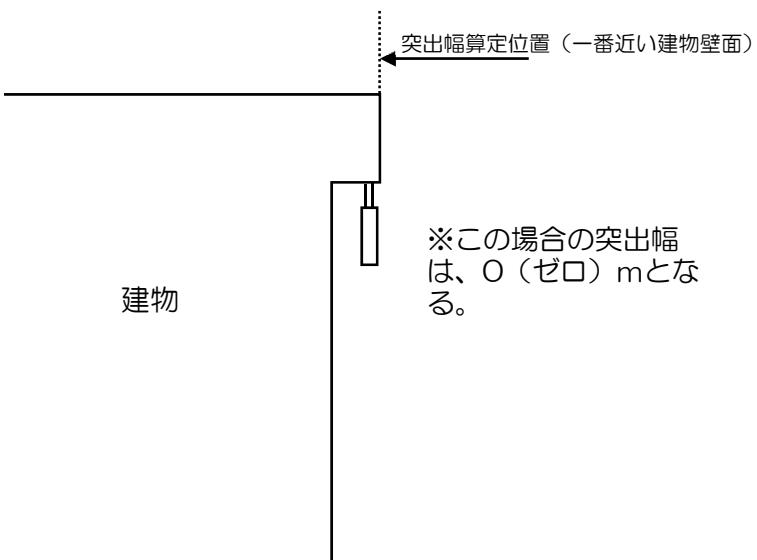
## 突出広告物の突出幅の考え方について

No. 15

- ①壁面に対し斜めに突出した広告物の突出幅については、取付壁面からの垂直距離で算定する。



- ②天井から下方へ突出した広告物の突出幅については、一番近くにある建物壁面より外へ突出した部分が無ければ突出幅を0(ゼロ)mとする。



備 考

ガソリンスタンドの庇下や立体駐車場等、広い開放性を有する建築物内に設置される広告物について

No. 16

ガソリンスタンドのキャノピーや立体駐車場内等、建築基準法上屋内と定義される場所に設置される広告物についても、広い開放性を有する屋外的空間に設置され、公衆（周辺道路）から表示内容が視認できるものであれば、屋外広告物として申請が必要です。

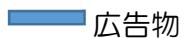
備 考

これまで豊中市ではキャノピーや立体駐車場のように、広い開放性を有しており、建築基準法上、屋内として取り扱われる箇所に設置される広告物については許可申請不要として取り扱っていたものを、近隣市への聞き取りによる実態の把握や、屋外広告物法において規定されている屋外広告物の定義（常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの）を踏まえ、令和3年4月1日より申請対象として取り扱っていくこととしています。

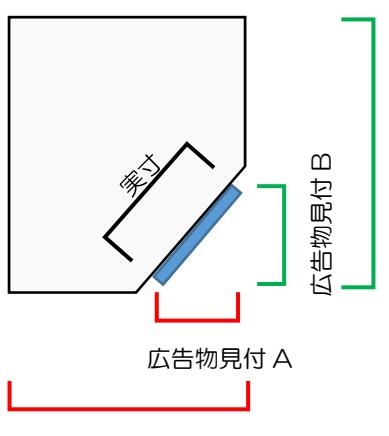
なお、これまで申請不要と取り扱われた広告物については現状に変更がない限り引き続き申請不要とし、改修等により変更が生じる場合は申請対象として取り扱います。

屈折・屈曲している壁面に取り付ける広告物の面積基準(壁面の1/5以内)の検討方法について

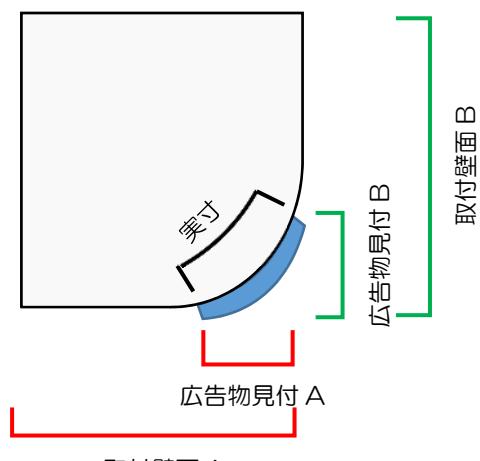
No. 17

 広告物

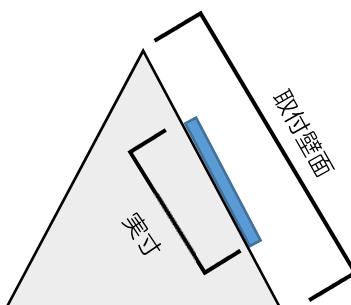
【屈折している壁面をもつ建物を上空から見た図：①】



【屈曲している壁面をもつ建物を上空から見た図：②】



【三角形の壁面をもつ建物を上空から見た図：③】



○上記図のように、屈折している壁面【図①】や屈曲している壁面【図②】に設置する壁面広告物が、取付壁面面積の1/5以内であるかについては、各見付面積【上記図のA及びB】ごとに検討し、いずれも面積基準を満たしている必要があります。

○手数料の算定及び1建造物あたりに設置できる壁面広告物の総量の検討については実面積により算定します。

○上記図③のように三角形の壁面については見付面積による検討をする必要はないため、実面積により算定します。

備 考

すでに許可を受けている広告物で、上記のように見付面積ではなく各壁面ごとに検討し、許可基準を満たしているものについては、見付面積による算定よりも厳しい基準での検討となっているため、追加等の変更がない限り、各見付面積で再検討する必要はありません。

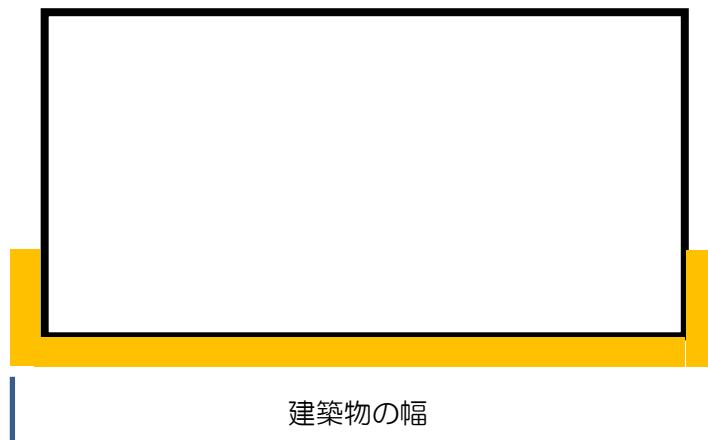
建築物の幅に含まれる部分について

No. 18

下記図のように、コンビニなどの帯看板部分は建築物の一部であるとし、許可基準で規定されている“建築物の幅”に含まれます。

■ 広告物

建築物を上から見た図



備 考

屋外広告物は屋外広告物法第2条において「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの」と規定されています。この規定中、“公衆に表示されるもの”について、豊中市では周辺道路※から当該広告物の表示内容が視認できるかどうかで判断しています。

※道路とは、自動車専用道路だけでなく、道路形態を有し、不特定多数の人や車両等が通行する道路（道路法や建築基準法による認定・指定がされていない道や歩行者専用通路・公園内の認定道路も含む）をいう。

したがって、下記例のように周辺道路から見えない広告物は特定の人に向けた広告物のため、屋外広告物ではないと判断しています。

#### 屋外広告物として取り扱わない例

- 公園等、特定の敷地内に設置し、当該施設にいる人しか見えない広告物
- 道路沿いに設置しているが、敷地内に向けて表示されており、周辺道路から表示内容が確認できない広告物。
- 道路から控えた位置に設置されており、表示されている内容が明らかに道路から認識できないもの。

備 考	

店舗などに警備保障会社のステッカー等が外貼りされている場合の取扱いについて

No. 20

店舗の窓面等に警備保障会社等の会社名が表示されたステッカー等が外貼りされている場合、その表示物自体は屋外広告物となります。

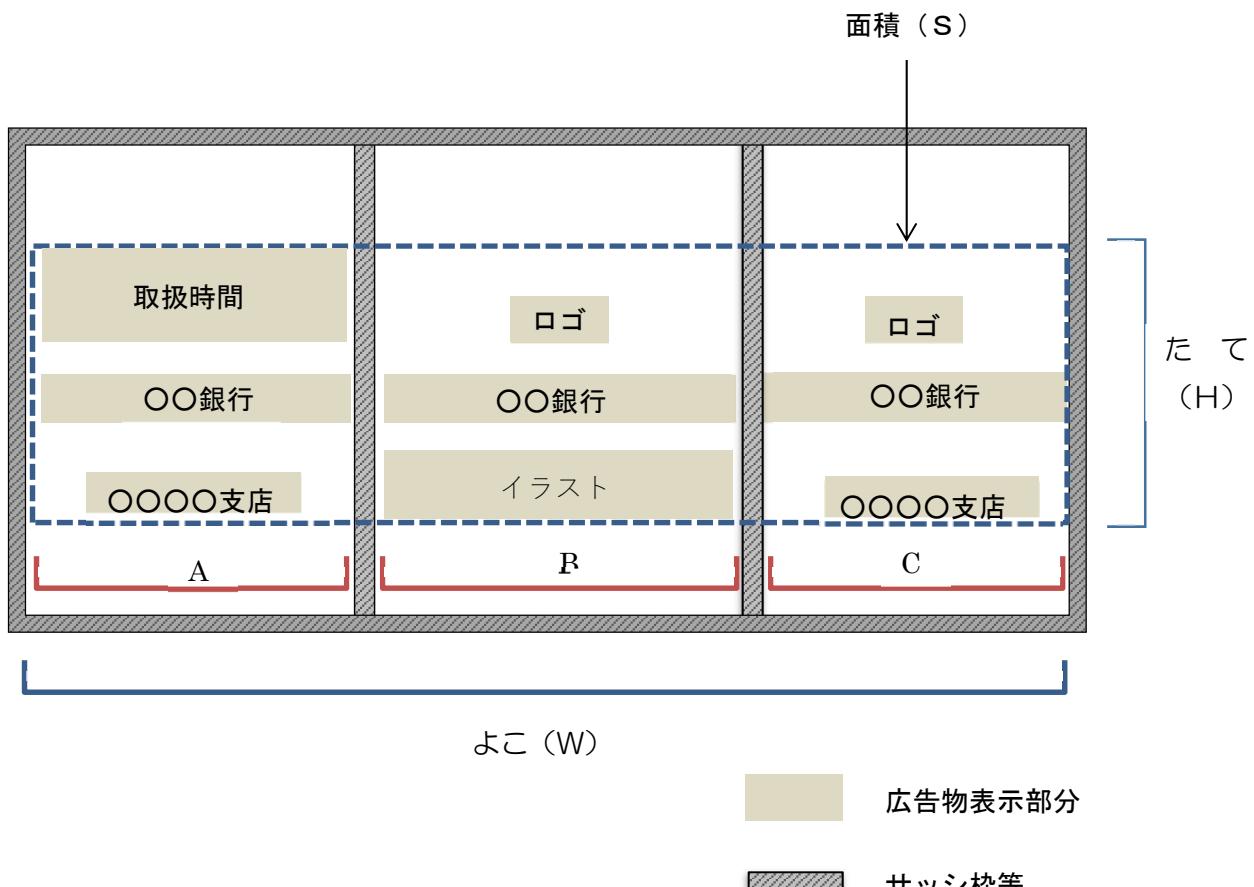
ただし、無人とはいえ防犯カメラ等で当該施設を管理し、有事の際にはその場でサービスを提供しているため、非自家用広告物として取り扱うのではなく、自家用広告物として取り扱います。

よって、当該広告物の表示面積が合計 7 m<sup>2</sup>以下であれば、申請不要です。

許可申請の際、現況写真に上記のような申請者とは異なる方が設置した広告物が写っている場合は別申請である旨を記載してください。

備 考

下記図のように窓面等に外貼りする広告物等で、複数の広告物が、多数設置されている場合、一連の広告物として面積を算定する際の考え方は以下の通りとします。



- 申請部分面積  $S = H \times W$
- (注意)  $S' = H \times (A+B+C)$  することは不可です。]

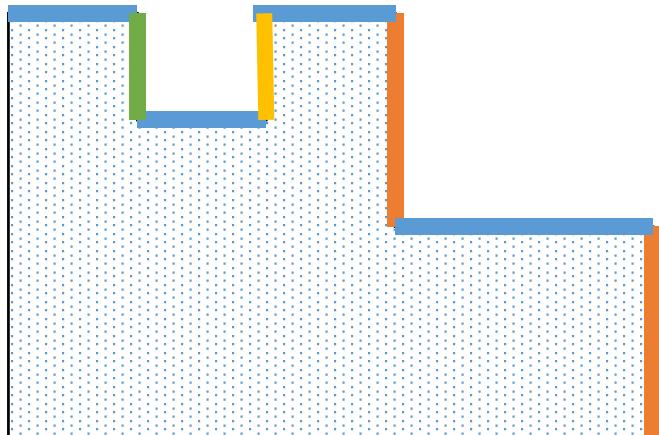
- 許可申請手数料は S で算定します。

備 考	
-----	--

## 壁面広告物の取付壁面の考え方について

No. 22

壁面広告物の取付壁面について、下記図の壁面 A・B のように平行な壁面は同一壁面として算定可能です。ただし平行であっても壁面 C・D のように奥まった壁面でどの方向から見ても他の壁面と一緒に見えない場合は個別の壁面として検討が必要です。



備 考

